

答申第 931 号
諮問第 1608 号

件名：愛知県女性総合センターの管理に関する基本協定等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 2 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 31 年 4 月 4 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

人員配置、運営体制、人員計画、職員名簿等の不開示部分をふくむ全文の公開を求める。これが妥当だと考える。

上記公開により正当な利益を害することにあたらぬ。

条例第 7 条各号にあたらぬと考える。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 愛知県女性総合センターについて

愛知県では、女性問題に対する意識の向上及び女性のあらゆる分野における活動への参画の促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に資するための拠点施設として愛知県女性総合センター（ウィルあいち）（以下「本件施設」という。）を設置しており、平成 18 年 4 月から本件施設に指定管理者制度を導入している。

そして、第 2 期指定管理（平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月まで）及び第 3 期指定管理（平成 27 年 4 月から令和 3 年 3 月まで）の選定（公募）を行った結果、ともに共同企業体である A（以下「本件事業者」という。）が選定されており、本件施設の指定管理については、本件事業者が長年の経験を有している。

イ 文書1について

別表の1欄に掲げる文書1は、愛知県と本件事業者の間で締結した第3期指定管理の内容を定めた基本協定（以下「基本協定」という。）である。基本協定には、指定管理者が行う業務内容が記載されており、知事並びに法人及び代表者の印が押印されている。

ウ 文書2から文書7までについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、指定管理者は、事業報告書を公の施設を設置する普通地方公共団体に提出することとされている。本件施設についても、基本協定で定めるところにより、指定管理者は、毎年度終了後、本件施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、本件施設を設置する愛知県に提出しなければならないこととされており、別表の1欄に掲げる文書2から文書7までは、それぞれ平成24年度から平成29年度までに係るものとして本件事業者から提出された本件施設に係る事業報告書である。

その記載内容は、本件施設の指定管理に係る人員の状況、業務実績、施設維持の状況、収支の状況、クレーム等の状況、施設の利用状況等である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号に該当するとして不開示とした「(2)人員計画」の役職や性別、氏名、入社、退社、担当業務内容、能力、資格、実務経験年数など、雇用形態、職員の年齢層及び一週間の勤務時間」には、本件施設で業務に従事する職員の氏名、性別、入退社年月、資格の取得情報等が記載されている。

また、「ウィルあいち職員名簿」には、職員の氏名、勤務開始・終了日等が記載されている。

よって、「(2)人員計画」の役職や性別、氏名、入社、退社、担当業務内容、能力、資格、実務経験年数など、雇用形態、職員の年齢層及び一週間の勤務時間」及び「ウィルあいち職員名簿」（以下「本件施設の職員に係る情報」という。）は、本件施設の職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

本件施設の職員に係る情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。また、本件施設で職務に従事する職員は公務員ではないことから、本件施設の職員に係る情報は、同号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、本件施設の職員に係る情報は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 法人及び代表者の印影について

本件行政文書において不開示とした印影は、本件事業者の代表者である株式会社の法人印及び代表者印のものであるが、印影は当該株式会社内部管理に関する情報であり、当該株式会社において、法人及び代表者の印影を不特定多数の者に広く一般に公表しているとは認められないことから、公開すると当該株式会社の利益を害することとなる。

イ 人員の配置・運営体制について

「1. 人員配置計画」のうち、役職及びその人数、「(1)運営体制図」のうち、指定管理者名、その代表者・代表代理氏名、バックアップする法人名およびその担当者名を除く部分」及び本件施設の職員に係る情報（以下「人員配置計画のうち役職及びその人数等」という。）には、本件施設における人員の配置・運営体制が記載されている。

本件施設の指定管理業務においては、業務内容が多岐にわたっており、各業務量を適切に把握し効率的な人員配置・運営体制を構築する必要がある。そのため、これらの部分に記載されている人員配置・運営体制は、本件事業者が長年の経験に基づき導き出した適切かつ効率的なものであり、これらを公開すると競合他社による模倣が可能となり、本件事業者の優位性を喪失させてしまう。また、人員配置・運営体制は人件費に直結するものであり、公開すると本件事業者がどの業務にどの程度資金を投入しているか判断できる。よって、これらを公開すると、本件事業者の利益を不当に害することになる。

ウ 施設維持計画、修繕費執行実績について

「3. 業務実施計画」「(3)施設維持計画」の回数、点検日及び備考」及び「修繕費執行実績」の時期及び費用」（以下「業務実施計画のうち施設維持計画の回数等」という。）には、本件施設の施設維持計画における回数及び時期並びに修繕費執行実績が記載されている。前記イと同様に、施設維持計画における回数や時期は、本件事業者が施設の修繕等についての適切な回数及び時期を長年の経験に基づき導き出したものであり、これらを公開すると、本件事業者の優位性を喪失させてしまう。さらに、修繕費執行実績は、投入した資金そのものであり、公開すると、どの業務にどの程度の資金を投入しているかが判断できることになる。

よって、これらを公開すると、本件事業者の利益を不当に害することになる。

エ 収入、支出について

「その他収入内訳」の項目及びその金額」及び「支出」の予算、実績及び差異」（以下「その他収入内訳の項目及びその金額等」という。）には、本件施設の事業運営における収入及び支出に係る情報が記載されている。

その他収入内訳の項目及びその金額には、利用料金収入及び指定管理料収入以外の独自の事業による収入の内容及び金額が記載されているこ

とから、本件事業者がどのように収入を増やすかのノウハウに当たり、公開すると競合他社に模倣されてしまう可能性がある。また、支出の予算、実績及び差異に記載されている各項目の金額は、人件費、清掃費、保守点検費、イベント費等の各項目にどれだけの予算を計上し、実績がどのようなであったかという情報であり、どの業務にどの程度の資金を投入しているかが判断できることになる。よって、これらを公開すると、本件事業者の利益を不当に害することになる。

オ クレーム・トラブル・緊急対応報告について

「クレーム・トラブル・緊急対応報告」の内容、処理の経過及び改善内容」を公にすると、本件施設においてどのようなクレーム等が発生して、そのクレーム等へどのように対応したか、今後どのように改善するかの手法等が明らかとなるが、これらは本件事業者がこれまでの指定管理の業務の中で培ってきたノウハウであり、公開すると競合他社に模倣されてしまう可能性がある。よって、これらを公開すると、本件事業者の利益を不当に害することになる。

カ まとめ

以上のことから、前記アからオまでに掲げる情報は、条例第7条第3号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設に係る基本協定及び公募により選定された本件事業者から提出された平成24年度から平成29年度までの事業報告書である。その構成及び記載内容は、前記3(1)において実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、

事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号イ該当性について、以下検討する。

イ 法人及び代表者の印影について

当審査会において法人及び代表者の印影を見分したところ、これらの印影は、本件施設の管理に関する基本協定及び平成 24 年度から平成 29 年度までの事業報告書の提出に係る鑑文に押印された本件事業者の代表者である株式会社の法人印及び代表者印であり、これらの印影は、これが押印された書類等の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであると認められる。

そのため、これらの印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、当該株式会社の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法人及び代表者の印影は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 人員配置計画のうち役職及びその人数等について

実施機関によれば、人員配置計画のうち役職及びその人数等は、本件事業者が長年の経験に基づき導き出した適切かつ効率的なものであり、これらを公開すると競合他社による模倣が可能となり、本件事業者の優位性を喪失させてしまうとのことである。

当審査会において人員配置計画のうち役職及びその人数等を見分したところ、人員配置計画のうち役職及びその人数等には、氏名、役職、性別、担当業務内容等が一覧となったもの、本件施設の運営に係る組織図、担当業務ごとの名簿等が記載されており、どの役職及び業務に何人配置しているか、本件事業者がどのような指揮命令系統で本件施設を管理しているか等の本件施設の人員配置及び運営体制に係る情報であることが認められた。

よって、人員配置計画のうち役職及びその人数等を公にすれば、本件事業者が持つ本件施設の人員配置及び運営体制に係るノウハウが流出し、競合他社等が容易にこれと同等の人員配置及び運営体制を構築することが可能となる。本件施設の指定管理者は、公募により複数の申請者の中から選定されるものであるため、他の申請者が容易に本件事業者と同等

の人員配置及び運営体制を構築することが可能となれば、その選定の際、これまでの本件施設の管理の中で培ってきた経験に基づく本件事業者の優位性が失われるおそれがあるものと認められることから、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、人員配置計画のうち役職及びその人数等は、条例第7条第3号イに該当する。

エ 業務実施計画のうち施設維持計画の回数等について

実施機関によれば、施設維持計画における回数や時期は、本件事業者が施設の修繕等についての適切な回数及び時期を長年の経験に基づき導き出したものであり、これらを公開すると、本件事業者の優位性を喪失させてしまい、さらに、修繕費執行実績は、投入した資金そのものであり、公開すると、どの業務にどの程度の資金を投入しているかが判断できることになるとのことである。

当審査会において業務実施計画のうち施設維持計画の回数等を見分したところ、施設維持計画における回数や時期には施設の修繕等についての回数、点検日等が、修繕費執行実績には各設備の修繕等の時期、その時期ごとに投入した各設備の修繕費及びその支払日、修繕費の合計金額並びに修繕等の理由が記載されていることが認められた。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、施設維持計画における回数や時期は仕様により明確に定められているものではなく、指定管理者に一定の裁量が認められているとのことである。

よって、業務実施計画のうち施設維持計画の回数等を公にすれば、本件事業者が独自に個別の項目ごとに算出した本件施設の修繕等についての適切な回数及び時期が明らかになるとともに、各設備の具体的な修繕費、施設の修繕に全体で投入した金額等が明らかとなり、前記ウにおいて述べたことと同様に、本件事業者の優位性が失われるおそれがあるものと認められることから、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、業務実施計画のうち施設維持計画の回数等は、条例第7条第3号イに該当する。

オ その他収入内訳の項目及びその金額等について

(ア) その他収入内訳の項目及びその金額について

実施機関によれば、その他収入内訳の項目及びその金額には、利用料金収入及び指定管理料収入以外の独自の事業による収入の内容及び金額が記載されていることから、本件事業者がどのように収入を増やすかのノウハウに当たり、公開すると競合他社に模倣されてしまう可能性があるとのことである。

当審査会においてその他収入内訳の項目及びその金額を見分したと

ころ、その他収入内訳の項目及びその金額には、利用料金収入及び指定管理料収入以外の事業及び当該事業に係る収入が記載されていることが認められた。

よって、これらの情報を公にすれば、本件事業者がどのような独自の事業を行っており、当該事業からどの程度収入を得ているかというノウハウが明らかになることが認められる。

(イ) 支出の予算、実績及び差異について

実施機関によれば、支出の予算、実績及び差異に記載されている各項目の金額は、人件費、清掃費、保守点検費、イベント費等の各項目にどれだけの予算を計上し、実績がどのようなであったかという情報であり、どの業務にどの程度の資金を投入しているかが判断できるとのことである。

当審査会において支出の予算、実績及び差異を見分したところ、支出の予算、実績及び差異には、人件費等の項目ごとの予算、実績及び差異の金額が記載されていることが認められた。

よって、これらの情報を公にすれば、本件事業者が競争上重点を置く支出の項目等、その運営上の独自の詳細なノウハウが明らかになることが認められる。

(ウ) よって、これらの情報を公にすれば、前記ウにおいて述べたことと同様に、本件事業者の優位性が失われるおそれがあるものと認められることから、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、その他収入内訳の項目及びその金額等は、条例第7条第3号イに該当する。

カ クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容、処理の経過及び改善内容について

(ア) 実施機関によれば、クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容、処理の経過及び改善内容を公にすると、本件施設においてどのようなクレーム等が発生して、そのクレーム等へどのように対応したか、今後どのように改善するかの手法等が明らかとなるが、これらは本件事業者がこれまでの指定管理の業務の中で培ってきたノウハウであり、公開すると競合他社に模倣されてしまう可能性があるため、これらを公開すると、本件事業者の利益を不当に害することになるとのことである。

当審査会においてクレーム・トラブル・緊急対応報告の内容、処理の経過及び改善内容を見分したところ、クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容には本件施設の利用者等からのクレーム及び本件施設において発生した事故、傷病等の緊急事態の内容が、クレーム・トラブル・緊急対応報告の処理の経過及び改善内容には本件事業者がそのクレーム及び緊急事態へどのように対応したか、今後どのように改善す

るかの手法等が記載されていることが認められた。

クレーム・トラブル・緊急対応報告の処理の経過及び改善内容を公にすれば、本件事業者の施設管理に係るクレーム及び緊急事態に対する具体的措置、対応方針の手法等が明らかとなるため、これらの情報は、本件事業者のノウハウに当たり、前記ウにおいて述べたことと同様に、本件事業者の優位性が失われるおそれがあるものと認められることから、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

一方で、クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容については、本件施設においてどのようなクレーム及び緊急事態が発生したかという情報にすぎず、これらの情報は、本件事業者のノウハウに当たるとは認められないが、以下、クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容について他の理由により条例第7条第3号イに該当するか否かを検討する。

(イ) クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容

- a 当審査会においてクレーム・トラブル・緊急対応報告の内容を見分したところ、本件施設の利用者等からのクレームの内容が記載されているもの（以下「クレームの内容」という。）と、本件施設において発生した事故、傷病等の緊急事態の内容が記載されているもの（以下「緊急事態の内容」という。）に分けられることが認められた。

したがって、クレームの内容及び緊急事態の内容が条例第7条第3号イに該当するか否かについて、順に以下判断する。

b クレームの内容について

クレームの内容は、本件施設の利用者からどのようなクレームがあったかという情報であって、クレームの内容を公にすれば、クレームの内容の真偽が定かでない中でこれを明らかにすることとなり、本件施設において不適切な行為が行われたなどの憶測を呼び、本件事業者の信用の低下を招き、不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

c 緊急事態の内容について

緊急事態の内容は、前述したとおり、どのような緊急事態が発生したかという情報であって、本件事業者のノウハウに当たらず、また、緊急事態の内容には、前述したとおり事故、傷病等の緊急事態の内容が記載されているにすぎないことから、本件事業者の信用の低下を招き、不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

- (ウ) したがって、クレーム・トラブル・緊急対応報告の処理の経過及び改善内容並びにクレーム・トラブル・緊急対応報告の内容のうちクレームの内容は条例第7条第3号イに該当するが、クレーム・トラブル・

緊急対応報告の内容のうち緊急事態の内容は同号イに該当しない。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件施設の職員に係る情報及びクレーム・トラブル・緊急対応報告の内容のうち緊急事態の内容の同号該当性について、以下検討する。

イ 本件施設の職員に係る情報について

本件施設の職員に係る情報は、前記(3)ウにおいて述べたとおり、条例第7条第3号イに該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

ウ クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容のうち緊急事態の内容について

(ア) 前記(3)カ(イ) cにおいて述べたとおり、クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容のうち緊急事態の内容は、実施機関が主張する条例第7条第3号イ該当性は認められないが、当審査会において見分した緊急事態の内容の記載内容からすれば、緊急事態の内容には特定の個人に係る事故、傷病等の状況等の情報が含まれていることが認められる。

よって、緊急事態の内容が条例第7条第2号に該当するか否かを以下判断する。

(イ) 緊急事態の内容には、具体的な事故、傷病等の状況等が記載されており、かつ、当該緊急事態が発生した年月日及び場所が開示されているため、本件施設の関係者等であれば、個人が特定される可能性があり、また、個人が特定されない場合であっても、個人に関する個別具体的な事故、傷病等の状況等が記載されていることから、緊急事態の内容は、個人に関する身体、生命、健康に直接関わる情報であり、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(ウ) したがって、緊急事態の内容は、条例第7条第2号本文に該当する。また、緊急事態の内容は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書イ

に該当しない。さらに、同号ただし書ロからニまでに該当しないことは明らかである。

(エ) 以上により、クレーム・トラブル・緊急対応報告の内容のうち緊急事態の内容は、条例第7条第2号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
<p>文書 1 愛知県女性総合センターの管理に関する基本協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人及び代表者の印影 	<p>第7条第3号イ</p>
<p>文書 2 平成 29 年度事業報告書の提出について</p> <p>文書 3 平成 28 年度事業報告書の提出について</p> <p>文書 4 平成 27 年度事業報告書の提出について</p> <p>文書 5 平成 26 年度事業報告書の提出について</p> <p>文書 6 平成 25 年度事業報告書の提出について</p> <p>文書 7 平成 24 年度事業報告書の提出について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人及び代表者の印影 ・「1. 人員配置計画」のうち、役職及びその人数 ・「(1) 運営体制図」のうち、指定管理者名、その代表者・代表代理氏名、バックアップする法人名およびその担当者名を除く部分 ・「3. 業務実施計画」「(3) 施設維持計画」の回数、点検日及び備考 ・「その他収入内訳」の項目及びその金額 ・「支出」の予算、実績及び差異 ・「クレーム・トラブル・緊急対応報告」の内容、処理の経過及び改善内容 ・「修繕費執行実績」の時期及び費用 	<p>第7条第3号イ</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 人員計画」の役職や性別、氏名、入社、退社、担当業務内容、能力、資格、実務経験年数など、雇用形態、職員の年齢層及び一週間の勤務時間 ・ウィルあいち職員名簿 	<p>第7条第2号及び第3号イ</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 1 . 1 9	諮問 (弁明書の写しを添付)
2 . 2 . 1 4 (第 591 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 3 . 1 7 (第 593 回審査会)	審議
2 . 4 . 2 8	答申